

令和7年3月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第2号

松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町固定資産評価審査委員会委員高橋久子氏の任期は、令和7年4月19日で満了となるが、再び高橋久子氏を同委員に選任することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 高橋 久子 (たかはし ひさこ)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月20日から令和10年4月19日まで

議案第3号

松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町固定資産評価審査委員会委員村田光義氏の任期は、令和7年5月31日で満了となるが、再び村田光義氏を同委員に選任することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 村田 光義 (むらた みつよし)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

議案第4号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、石塚要氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 石塚 要 (いしづか かなめ)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第5号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、藤江健広氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 藤江 健広 (ふじえ たけひろ)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第 6 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、小島康平氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 小島 康平 (こじま こうへい)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第 7 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、松崎一男氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 松崎 一男 (まつざき かずお)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第 8 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、岡野正幸氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 岡野 正幸 (おかの まさゆき)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第 9 号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、永野浩司氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 永野 浩司 (ながの ひろし)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第10号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、飯島明氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 飯島 明 (いじま あきら)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第11号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、山崎久俊氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 山崎 久俊 (やまざき ひさとし)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第12号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、横川朝治氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 横川 朝治 (よこかわ あさじ)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第13号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、竹内隆氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 竹内 隆 (たけうち たかし)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第14号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、滑川浩氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 滑川 浩 (なめかわ ひろし)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第15号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、八木大輔氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 八木 大輔 (やぎ だいすけ)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第16号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、須賀喜佐子氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 須賀 喜佐子 (すか きさこ)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第17号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員の任期が令和7年4月6日で満了となることに伴い、横川和代子氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○
- (2) 氏 名 横川 和代子 (よこかわ かよこ)
- (3) 生年月日 ○○○○○○

3 任期

令和7年4月7日から令和10年4月6日まで

議案第18号

松伏町犯罪被害者等支援条例

1 趣旨

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するための条例の制定

2 内容

(1) 基本理念 (第3条)

ア 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行わなければならない。

イ 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行わなければならない。

ウ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように行わなければならない。

(2) 町の責務 (第4条)

町は、(1)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(3) 町民等の責務 (第5条)

町民等は、(1)にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(4) 事業者の責務 (第6条)

事業者は、(1)にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(5) 見舞金の支給（第8条）

町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第19号

松伏町税条例及び松伏町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

引用条項に関する規定の整備（第36条の2、第63条の2、第89条及び第111条の3関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条例中引用している条項が移動したことに伴う規定の整備

(2) 松伏町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（第2条）

引用条項に関する規定の整備（第2条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条例中引用している条項が移動したことに伴う規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第20号

松伏町職員の給与に関する条例及び松伏町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の給料月額を改定し、並びに扶養手当及び通勤手当を見直すとともに、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給するための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

ア 扶養手当の見直し（第8条関係）

配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に係る扶養手当を10,000円から13,000円に増額する。

イ 通勤手当の見直し（第10条関係）

新たに給料表の適用を受ける職員となった者等に新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給するとともに、通勤手当の1箇月当たりの支給月額の限度額を150,000円と定める。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員への住居手当の支給（第17条の9関係）

定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給するものとする。

エ 行政職給料表の給料月額改定（別表第1関係）

職務の級が3級から7級までの職員の給料月額を改定する。

(2) 松伏町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正（第2

条)

暫定再任用職員への住居手当の支給（附則第12条関係）

暫定再任用職員に住居手当を支給するものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(2)エは、公布の日

(2) 経過措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における2(1)アは次のとおりとする。

配偶者	3,000円
子	11,500円

イ 2(1)イは、令和7年4月1日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

ウ その他必要な経過措置を講ずる。

エ アからウまでに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第21号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

会議に出席し、又は公務に従事したときに支給する費用弁償を見直すための条例の改正

2 内容

会議に出席し、又は公務に従事したときに支給する費用弁償の見直し（第2条関係）
会議に出席し、又は公務に従事したときに支給する費用弁償を次のとおり見直す。

現 行	改 正 後
特別職の職員が会議に出席し、又は公務に従事したときは、1日につき500円の費用弁償を支給する。	特別職の職員が会議に出席し、又は公務に従事したときは、1日につき500円（ <u>町外に住所を有する特別職の職員が交通機関を利用してその運賃を負担する場合であって、当該運賃の額が500円を上回るときは、当該運賃の額に相当する額</u> ）の費用弁償を支給する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

2は、この条例の施行の日以後の会議に出席し、又は公務に従事したときに支給する費用弁償について適用し、同日前の会議に出席し、又は公務に従事したときに支給する費用弁償については、なお従前の例による。

議案第22号

松伏町都市公園条例の一部を改正する条例

1 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 引用条項に関する規定の整備（第6条関係）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正により、条例中引用している条項が移動したことに伴う規定の整備

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和7年6月1日

議案第23号

松伏町下水道条例の一部を改正する条例

1 趣旨

下水道法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

除害施設の設置の基準に関する規定の整備（第14条関係）

下水道法施行令の一部改正により、除害施設（※）の設置の基準が変更されたことに伴う規定の整備

※ 下水による障害を除去するために必要な施設

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第24号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

引用条項に関する規定の整備（第21条関係）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、要介護家族を介護するための時間について定める規定が移動したことに伴う規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第25号

松伏町外前野記念会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣旨

松伏町外前野記念会館の和室の利用を廃止するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 和室の利用の廃止（第2条及び別表関係）

和室の利用を廃止するとともに、使用料の額の定めを廃止する。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和7年7月1日

議案第26号

松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲並びに子の看護休暇の対象となる職員の範囲及び取得事由を見直し、並びに配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員の意向を確認する措置を講ずるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の見直し（第8条の3関係）

時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を次のとおり見直す。

現 行	改 正 後
3歳に満たない子のある職員	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 子の看護休暇に関する見直し（第14条関係）

ア 子の看護休暇の対象となる職員の範囲を次のとおり見直す。

現 行	改 正 後
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員

イ 子の看護休暇の取得事由に、感染症の予防上必要があるときの学校の休業又は子の教育若しくは保育に係る行事への参加を加える。

(3) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認（第19条関係）

任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるとともに、当該制度又は措置の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないものとする。

(4) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(2)は、公布の日

(2) 経過措置

この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする2(1)による請求を行おうとする職員は、この条例の施行の日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第27号

松伏町建築基準法に関する手数料条例及び松伏町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、建築物に関する確認の申請又は計画の通知等に係る手数料の額を見直し、及び住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の額を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町建築基準法に関する手数料条例の一部改正（第1条）

ア 建築物に関する確認の申請又は計画の通知等に係る手数料の額の見直し（別表第

1 関係)

建築物の建築に関する確認及び建築物に関する検査の特例の対象となる建築物の範囲が縮小することに伴い、次に掲げるものに係る手数料の額を見直す。

(ア) 建築物に関する確認の申請又は計画の通知

(イ) 建築物に関する完了検査の申請

(ウ) 建築物に関する中間検査の申請

イ 昇降機を含む建築物に関する確認その他の新たに実施する事務に係る手数料の新設（別表第1関係）

市町村の建築主事等の特例の対象となる事務の見直しに伴い、昇降機を含む建築物に関する確認その他の新たに実施する事務に係る手数料の額を定める。

ウ その他規定の整備

(2) 松伏町手数料条例の一部改正（第2条）

ア 住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の追加（別表関係）

住宅部分について建築物エネルギー消費性能基準への適合が原則として義務化されることに伴い、その判定に係る手数料の額を定める。

イ 引用条項に関する規定の整備（別表関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、条例中引用している条項が移動したことに伴う規定の整備

ウ その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

ア 2（1）ア（ア）及び（2）アは、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

イ その他必要な経過措置を講ずる。

議案第28号

松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

栄養士に関する規定の整備（第151条関係）

管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許の取得が不要となることに伴う規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第29号

松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、連携施設の確保義務を緩和するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条）

ア 連携施設の確保義務の緩和（第6条及び附則第3条関係）

(ア) 保育の内容に関する支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすときは、当該連携施設の確保は不要とすることができる。

(イ) 代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、当該連携施設の確保は不要とすることができる。

(ウ) 連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、連携施設の確保を不要とすることができる経過措置を5年間延長する。

イ その他規定の整備

(2) 松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条）

ア 連携施設の確保義務の緩和（第42条及び附則第4条関係）

(ア) 保育の内容に関する支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすときは、当該連携施設の確保は不要とすることができる。

(イ) 代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、当該連携施設の確保は不要とすることができる。

(ウ) 連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、連携施設の確保を不要とすることができる経過措置を5年間延長する。

イ その他規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第30号

松伏町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び松伏町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数を柔軟化するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正（第1

条)

引用条項に関する規定の整備（第14条関係）

介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センター運営協議会を定義する規定が移動したことに伴う規定の整備

(2) 松伏町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条）

ア 引用条項に関する規定の整備（第2条関係）

介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センター運営協議会を定義する規定が移動したことに伴う規定の整備

イ 地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の柔軟化（第3条関係）

地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数を次のとおり柔軟化する。

(ア) 地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤の職員の員数を常勤換算方法（※）によることができるものとする。

※ 地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法

(イ) 地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）のうちから2人とする。

ウ その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第31号

町道の路線廃止について

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
2-134	松伏町大字田島字中東 691番地先	松伏町大字田島字中東 651番地先	
2-137	松伏町大字田島字中東 457番地先	松伏町大字田島字中東 683番地先	
2-140	松伏町大字田島字中東 466番地先	松伏町大字田島字中東 677番地先	
2-141	松伏町大字田島字中東 703番地先	松伏町大字田島字中東 704番地先	
2-143	松伏町大字田島字中東 526番地先	松伏町大字田島字中東 528番地先	
2-330	松伏町大字松伏字新田 2019番地先	松伏町大字松伏字新田 2019番地先	

議案第32号

町道の路線認定について

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1062	松伏町大字松伏字上河原 4 6 4 1 番 2 地先	松伏町大字松伏字上河原 4 7 1 1 番 2 地先	
2-134	松伏町大字田島字中東 6 8 8 番 地先	松伏町大字田島字中東 6 7 7 番 1 地先	
2-137	松伏町大字田島字中東 4 5 7 番 1 地先	松伏町大字田島字中東 4 5 7 番 1 地先	
2-140	松伏町大字田島字中東 4 6 6 番 1 地先	松伏町大字田島字中東 6 7 7 番 2 地先	
2-141	松伏町大字田島字中東 6 7 7 番 1 地先	松伏町大字田島字中東 7 0 4 番 1 地先	
2-143	松伏町大字田島字中東 5 2 6 番 1 地先	松伏町大字田島字中東 5 2 8 番 1 地先	
2-330	松伏町大字松伏字新田 2 0 2 1 番 地先	松伏町大字松伏字新田 2 0 1 9 番 地先	
2-781	松伏町大字田島字中東 5 4 0 番 2 地先	松伏町大字田島字中東 5 5 2 番 1 地先	
2-782	松伏町大字田島字中東 5 3 0 番 1 地先	松伏町大字田島字中東 5 4 0 番 2 地先	
2-783	松伏町大字田島字中東 6 7 5 番 1 地先	松伏町大字田島字中東 6 7 0 番 1 地先	
2-784	松伏町大字田島字中東 6 8 3 番 1 地先	松伏町大字田島字中東 6 8 3 番 1 地先	

議案第33号

令和6年度松伏町一般会計補正予算（第7号）

1	補正前予算額	10,577,616千円
2	補正予算額	△88,849千円
3	合 計	10,488,767千円

議案第34号

令和6年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

1	補正前予算額	3,204,272千円
2	補正予算額	0千円
3	合 計	3,204,272千円

議案第35号

令和6年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第4号）

1	補正前予算額	2,472,419千円
2	補正予算額	△5,639千円
3	合 計	2,466,780千円

議案第36号

令和6年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	480,050千円
2 補正予算額	△5,002千円
3 合計	475,048千円

議案第37号

令和6年度松伏町下水道事業会計補正予算（第4号）

1 既決予定額	
（1）収益の収入	525,162千円
（2）収益の支出	520,636千円
（3）資本の収入	150,817千円
（4）資本の支出	352,637千円
2 補正予定額	
（1）収益の収入	△804千円
（2）収益の支出	4,850千円
（3）資本の収入	6,677千円
（4）資本の支出	6,677千円
3 合計	
（1）収益の収入	524,358千円
（2）収益の支出	525,486千円
（3）資本の収入	157,494千円
（4）資本の支出	359,314千円

議案第38号

令和7年度松伏町一般会計予算

1 本年度予算額	10,812,000千円
2 前年度予算額	9,172,000千円
3 比較	1,640,000千円

議案第39号

令和7年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1 本年度予算額	3,126,504千円
2 前年度予算額	3,162,365千円
3 比較	△35,861千円

議案第40号

令和7年度松伏町介護保険特別会計予算

1 本年度予算額	2,492,490千円
2 前年度予算額	2,401,166千円
3 比較	91,324千円

議案第41号

令和7年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1 本年度予算額	501,930千円
2 前年度予算額	475,249千円

3 比 較 26,681千円

議案第42号

令和7年度松伏町下水道事業会計予算

1 本年度予算額	
(1) 収益の収入	523,745千円
(2) 収益の支出	521,305千円
(3) 資本の収入	91,212千円
(4) 資本の支出	285,917千円
2 前年度予算額	
(1) 収益の収入	520,902千円
(2) 収益の支出	519,223千円
(3) 資本の収入	150,817千円
(4) 資本の支出	349,443千円
3 比 較	
(1) 収益の収入	2,843千円
(2) 収益の支出	2,082千円
(3) 資本の収入	△59,605千円
(4) 資本の支出	△63,526千円